

東京都は「困難を抱える生徒の支援」と言いながら、学びの場を奪うのか？

夜間定時制（板橋では大山、北豊島工科）の 灯を消さないで！

夜間定時制高校（以下、夜間定時制）は、「その時々で全日制では学び切れない人たちが通う場。1992年に108校あった夜間定時制は統廃合計画により現在は34校。戦後は都内の勤労青少年、高度成長期には集団就職組、高校進学率急増期には（高校建設が追いつかず）全日制不合格組、そして全日制を退学させられた「非行少年」、その後「不登校」、特別な支援を必要とする生徒、外国につながる生徒、発達障がいをもつ生徒などが学んでいます。

東京都は「勤労青少年は減った」と言いますが、「勤労青年=正規雇用」の規定ではアルバイトをしている中卒者の現実を見ることはできません。夜間定時制には相対的に貧困な家庭の子どもが多いのです。高校によっては、新入生の8割近くが外国人の学校もあります。今後外国人の受け入れが増えていく中で、夜間定時制はそうした外国人家族の子どもたちの教育の場として重要な役割を担うと思いますので、廃止には反対です。

夜間定時制の給食が無償であることも貴重です。「ボッチ食」が好きな生徒であっても、夜の暗がりの中で灯りのともる教室へ集まってくる。昨年話題になったNHKドラマ『宙わたる教室』でも描かれていたように、夜間定時制は少人数でいろいろな生徒がいます。うんと少人数で、うんと多様だと「いじめ」ようがないのです。

現在、高校には3つの形があります。「全日制」「夜間定時制」「通信制」です。東京都は夜間定時制を廃止し、新たに「チャレンジスクール」（単位制の昼夜間定時制）を設置していますが、「全日制」に近い学校であり、夜間定時制の代わりにはなりません。「受験」の壁が立ちだかつて、高齢者などの入学希望者を躊躇させています。この間、国が推奨している「夜間中学」校ですが、卒業生の進学先は夜間定時制であることが多いのです。



2月11日、仲宿地域センターで「いたばし教育シンポジウム～不登校・定時制高校・小中一貫校を考える～」(同実行委員会が主催)が開催された。板橋の教育を憂う人たちが100名近く集まった。当日は、板橋区の不登校支援に関わるスダチ問題については井上温子さん(区議会議員)、東京都の夜間定時制の廃校政策については多賀哲弥さん(夜間定時制の存続を求める連絡会)、志村小・志村四中の小中一貫校問題については小林おとみさん(区議会議員)からの報告があり、熱のあるフロアとの質疑応答となった。

小池都知事3選が決まった直後、2024年8月の東京都教育委員会で「困難を抱える生徒に対する取り組み」として「都立高校におけるチャレンジサポートプラン（案）」が出され、その中で突然、新たに桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業の5校の夜間定時制高校の廃校計画が浮上しました。

廃校の理由として、驚くべきことに「夜間定時制は小規模で教育効果がないから廃校にする」をあげています。「困難を抱える生徒に対する支援」というならば、困難を抱える生徒が多く学んでいる夜間定時制こそ充実させるべきです。また、大規模校である立川の夜間定時制を廃校にする案（2016計画案・2024年10月都教委決定）との整合性がありません。

大山、北豊島工科は板橋区にある学校です。板橋は労働者の街。工場で働きながら夜間定時制に通った卒業生も多くいます。工科高校では特別な技能を学びます。夜間定時制をなくしてはいけません。私たちは、板橋で夜間定時制高校の存続を求める運動を呼びかけます。(F.Y)



板橋区の相談支援をもっと充実させるには？

「板橋の福祉を考える会」に参加し、練馬区の事例をもとに考える

2025年1月28日（火）、板橋の福祉を考える会の「障害者の相談支援とは？～これからの板橋の障害者の相談を考える～」に参加した。講師は、障がい者の相談に対応されている、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター（生活支援センターすてっぷ）の施設長の石野哲朗さん。

障がい者のより良い相談支援について、石野さんのお話を伺った感想としては以下3点。

- ① 様々な内容の相談に対して否定したり、早急に答え（肯定的回答、否定的回答いずれも）ようとせず、ある程度の時間をかけてよく聴く、あるいはよく聴こうという姿勢が大事。
- ② 小規模であっても居場所+生活支援+相談支援の3点が揃っていると相談しやすい。
- ③ 板橋区内各地に②の3点を備えた支援センターがあれば良さそう。

相談をしたい方々のなかには、納得いく答えを得たい、だけでなくそれに加えて、相談に乗ってくれる“人”との繋がりを得たい、という方もいるように思う。であれば、そのためには、相談対応のなかに“よく聴く”、つまり“傾聴”という要素を取り入れることが重要だろう。

この傾聴的要素を持った相談を行うためには、相談しやすい相談者が安心できる場所が必要で、その場所は単にそのスペースが広ければよいというものではない。広さよりも（たとえ広くなくても）大事なのは質で、その質は、いかに相談しやすい“居場所+生活支援+相談支援の3点”が揃っているかにある。

相談したいところとして思い浮かぶのは行政など役所であるが、しかしながら、限られた人員で、決められた日常業務をこなさなければならない職員に十分な相談対応を求めることは可能だろうか。

板橋区の『障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）』によると板橋区の障がい者は難病認定者を含めると35,366人（令和5年度）であり、人口50万人の板橋区においてその数は決して少人数ではない。相談支援が行政依存では相談したい障がい者も行政も疲弊してしまうのでは。

障がい者もそのご家族も安心して相談ができ、また、行政を疲弊させないためにも、相談対応が十分にできる支援センターの設置が板橋区内各地に必要なだろうか。

*板橋の行政書士・紫垣伸也さんによる寄稿。
ご意見・ご感想を編集部までお寄せください。